

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	行政財産使用料の減免
根拠法令及び条項	那覇市行政財産使用料条例第4条
審 査 基 準	
<p>那覇市行政財産使用料条例 (減免)</p> <p>第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 主として市の職員を構成員とする団体がその事務所のため、又はその構成員の研修若しくは福利厚生 of 事業を行うために使用するとき。</p> <p>(2) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>(3) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。</p> <p>(4) 市の委託を受けた者がその事業の執行のため使用するとき。</p> <p>(5) 行政財産の使用許可を受けた者(公共団体及び公共的団体を除く。)が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用すると認められるとき。</p>	
標準処理期間	30日以内
所管部署	教育委員会 担当課
更新日	平成27年4月1日